

司法試験法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、司法試験の試験科目の適正化及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を図るため、短答式による筆記試験の試験科目を憲法、民法及び刑法とするほか、受験期間内に受けることができる司法試験の回数についての制限を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 短答式試験科目の変更

司法試験の短答式による筆記試験の試験科目を憲法、民法及び刑法の三科目とする。

二 受験回数制限の緩和

受験期間内に受けることができる司法試験の回数について、三回の範囲内とする制限を廃止し、法科大学院修了又は司法試験予備試験合格後五年間の期間内は毎回受験できるようにする。

三 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。